

厚生科学研究費補助金（子ども家庭総合研究事業）

児童の養育責任の系譜に関する研究 —少子化問題の根本原因を探る—

目 次

統括研究報告.....	830
主任研究者 田澤薫（国際医療福祉大学講師）	
分担研究報告	
明治近代以来の法制度・社会制度にみる児童の養育責任論とその具体化に関する分析…	835
主任研究者 田澤薫（国際医療福祉大学講師）	
近代日本における欧米の育児・保育論の受容と展開—養育責任に着目して—.....	842
分担研究者 内藤知美（鎌倉女子大学講師）	
20 世紀前半の出生率低下原因論と優生論の関係の分析.....	850
分担研究者 松原洋子（お茶の水女子大学文部教官助手）	
高度成長期以降における在外日本人家庭の養育責任論の分析.....	857
分担研究者 渋谷真樹（お茶の水女子大学講師（研究機関））	

児童の養育責任の系譜に関する研究 —少子化問題の根本原因を探る—

主任研究者 田澤薫（国際医療福祉大学講師）

研究要旨

少子化が問題視されて以来様々な対策が試行されているが、いまださしたる解決にはつながっていない。一般に、現代日本社会にあつては、親が単独で児童の養育責任を果たすのが容易でないといわれ、子育て支援施策の理論的根拠ともなっている。しかしながら、この一般認識にいう養育責任自体については、これまでに概念的吟味がなされてこなかった。私たちは、少子化の鍵が近代以降のわが国における養育責任のあり方にあると考え、法社会制度・保育文化・優生思想・教育社会学の各視点から養育責任の系譜を整理した。その結果、近代以降順次整えられた家族法によって結果的に養育責任が実父母に集中し、保育文化や家庭教育、優生思想がこの動きと呼応した経緯が浮かび上がった。したがって少子化の打開策としては養育責任分散の方向性を定める必要があるが、それにはまず近代化過程で実父母が養育責任と表裏一体に獲得した権利の内実の歴史的検討が不可欠である。

分担研究者

内藤知美（鎌倉女子大学講師）
松原洋子（お茶の水女子大学助手）
渋谷真樹（お茶の水女子大学講師（研究機関））

A. 研究目的

深刻な少子化問題への対応として「エンゼルプラン」が提起されるなど、今日のわが国では子育て支援が政策として推進されている。この際、現代社会にあつては児童の養育が容易ではないということ、すなわち親が児童の養育責任を果たしにくいことの意味について、厳密な吟味はいまだなされていない。これまでに多くの社会調査や分析をもとに興味深い知見の蓄積を得、それに基づいた対策を講じながら少子化問題の解決につながらない今日、求められているのは、親が単独で果たすことが困難な養育責任とは、そもそもどのような概念なのかといった問題の根底に立ち返った検討であろう。そこでこの研究では、少子化現象の原因を論ずる手がかりを得るために、今日の養育責任に関する一般認識が形成されるにいたった系譜を明らかにすることを目的とする。

B. 研究方法

主任研究者と分担研究者が以下にあげる個々の課題に沿って研究に取り組んだ。

明治近代以来の法制度・社会制度にみる児童の養育責任論とその具体化に関する分析
主任研究者 田澤薫

明治以降の近代法制度の整備は、家族の概念を明確にし、児童が保護の客体であることを確認し、児童に対する親と国家の各々の責任を私と公の領域に二分する作業を含んでいた。その結果、近世から継受していた諸々の擬似親子関係は法制度の外に置かれるようになっていく。このように従来は多様な制度以前の役割によっても担われていた児童の養育が親と国家など私と公の責任に整理されるなかで、どのような議論がなされ、どのような法制度として結実したのかを明らかにする。

近代日本における欧米の育児・保育論の受容と展開－養育責任に着目して－

分担研究者 内藤知美

明治近代以降の育児・保育論が欧米思想の影響下にあることは指摘されつつも、その内実は依然明らかではない。そこで、我が国の育児・保育論を異文化交流の産物としてとらえ、その媒介者として来日婦人宣教師の役割に着目し、日本の保育施設における実践的活動を含めて、育児・保育思想の受容と展開の問題を実証的に検討する。特に、欧米の育児・保育論に内在する母親の養育責任が、家庭・保育施設において言説として如何に析出するのか。また、理念・実践として定着していくのかを問う。

20 世紀前半の出生率低下原因論と優生論の関係の分析

分担研究者 松原洋子

典型的な優生学の主張をみると、文明化が必然的に子どもをつくる意欲、次世代を育成しようとする意欲を衰退させるという前提に立っている。優生学という生殖をめぐるイデオロギーは、子産み子育てに向かう意欲をあえて人為的に構築していかななくては人類が衰退するという危機感に発していた。この問題意識は現代に共通する。ただし優生学は生殖の私物化を戒め、次世代育成力の根拠を民族主義やナショナリズムに求めた。今日、リプロダクティブ・ヘルス／ライツを尊重しつつ少子化傾向に歯止めをかけ、次世代育成力を確保するには、優生学を超えるパラダイムを獲得する必要がある。ここでは、優生学的言説の分析を通じて、新たなパラダイム構築を探る。

高度成長期以降における在外日本人家庭の養育責任論の分析

分担研究者 渋谷真樹

今日において児童の養育が困難な一因としては、日本の企業の海外進出等に伴う国境を越えた勤務の増加があげられる。こうした親に同伴して海外で生活する日本人子弟、いわゆる海外子女は 1960 年代以降に急増し、保護者・企業・行政がそれぞれの立場からその対応に取り組んできた。ここでは、海外子女教育振興財団の月刊誌により、行政責任の及びにくい海外における養育責任についてなされてきた議論を整理し、養育責任をめぐる公私の関係を解明する。

各研究者の研究成果は、研究協力者をコメンテーターに迎えた研究会で報告し、相互の議論に付した。研究会は、7 月 9 日、2 月 22 日、3 月 10 日に開催した。

またヒアリング研究会を開催し民法、女性学、思想史、生命倫理学の各研究者の

養育の問題に関連する学問成果に学び、加えて互いの研究成果を相互の議論に付して考察を深めた。ヒアリング研究会の開催とその要旨は以下の通りである。

第1回 9月23日 小檜山ルイ氏（東京女子大学助教授）

「米国の保育・児童養護をめぐる公と私」

<報告要旨>

米国の保育・育児に関する公的政策は、その基本に白人中産階層の保育理念・保育形態の理想を有している。すなわち母親が自宅で子育てに専心する姿である。よって保育と児童養護に関する公的政策は、主に下層労働者のマイノリティに向けられ、それらの人を除き、公的サービスの提供は困難な状況にある。中産階層の母親の労働支援という新たな現実を前に、公的政策の根本問い直しが求められている。

第2回 10月10日 斎藤有紀子氏（明治大学非常勤講師）

「家族・親子と現代の生殖技術をめぐる法制度」

<報告要旨>

近年の生殖技術の進展は、生物学的次元で従来にはなかった家族・親子関係を出現させた。また、出生前診断技術や未熟児医療の向上は胎児の存在の独立性を高めた。その結果、法制度上の家族・親子関係や胎児の位置が再検討されつつある。この事態を招来した生殖医療は子の身体に対する親の欲望と不可分であるが、この欲望はこの私物化傾向と表裏一体で少子化の動因とも関係が深く、親に対する養育責任の集中過程を分析する必要がある。

第3回 11月28日 根村直美氏（お茶の水女子大学講師(研究機関)）

「和辻倫理学—近代個人主義の「超克」の行方」

<報告要旨>

和辻哲郎は『風土』において、「個」として存在することにより「個」を捨て去った結合に着目している。彼は、家族という「全体性」が個人の存在を意味付けると理解し、国家もそのアナロジーとして捉えた。それによって彼は、「個」を自律的存在とみなす近代個人主義を超えようとしたが、それは全体主義にからめとられる危険性を孕んでいた。こうした和辻の思想から読取れる近代日本の倫理思想における育児責任観は、現代日本における少子化と家族の問題を考える上で示唆的であった。

第4回 2月19日 利谷信義氏（東京経済大学教授、東京大学名誉教授）

「近代以降の家族をめぐる法制度とその議論」

<報告要旨>

明治期の家族法の整備は、近代国家樹立のための基礎単位となる「家」を近世型共同体から切り離す目的があった。大正から昭和にかけては、「家」崩壊が指摘され、かなり真剣に実態に合わせた家族法の整備が論じられたが、それも背後には徴税や徴兵のための便宜が意図されていた。法学者の議論のなかでは、親子を未成年子の養育の側から問う視点はまったくなかった。

（倫理面への配慮）

この研究は、文献資料によるものであるため研究対象に対して不利益や危険を及

ぼすことはまず考えられない。一次資料を用いる場合、記載内容により人権を侵害する虞については十分留意し、当該資料の取り扱いに注意するとともに、引用等の際には人物名を仮名にするなど配慮する。

C. 研究結果

それぞれの研究課題の結果は以下の通りである。

明治以来、法制度・社会制度の領域で家族の制度や未成年子の扶養と教育は繰返し問われてきたが、養育責任の視点からの議論はなされてこなかった。しかしながら、大づかみに捉えていえば、近代家族法が共同体から切り取って「家」を確立させ、第2次大戦後の現代家族法が核家族を法律上の単位として打ち出し、それらの法制度に導かれた家族形態と家族成員の人間関係の変動が結果的に養育責任を実父母に集中させた様子がうかがわれた。(田澤薫)

日本の近代的保育の発展に寄与した婦人宣教師の実践は、キリスト教の宗教的基盤に支えられた家庭^{ホーム}の普及を目的とし、母親役割を強調するものであった。例えば、労働者の託児・保育所(横浜お茶場学校)では、家族を支え男性と対等に働く母親達への援助を目的としつつも、求められたのは、家庭的技術^{ホーム}を身につけ子どもの保護・監督に熱心な姿であった。婦人宣教師の実践は、女性自らが「母を生きることを主体化」する方向へと導くと同時に、画一的で理想的な母親像へと収斂させる側面を持っていた。(内藤知美)

20世紀前半期、日本の知識人たちは、出生率低下が文明化による必然的帰結であり放置すれば民族の衰退を来すという認識から、国民の子産み子育てに向かう意欲を人為的に構築しようと試みた。この研究では、そうした試みの代表である優生論(逆淘汰防止論)を出生率低下原因論との関係において検討し、その結果、優生論が女性の親としての地位を再構築したことを明らかにした。(松原洋子)

海外子女教育振興財団の機関誌『海外子女教育』に掲載された海外子女教育に関する提言や理念をもとにした分析から、日本人海外勤務者の子弟に対する家庭、企業、教育現場、社会、政府の養育責任の議論のされ方、およびその変遷が明らかになった。(渋谷真樹)

D. 考察

上記の研究結果から、総括的に導かれたのは以下の考察である。近代法が「家」を規定づけ児童の養育を共同体の中から切り離した。「家」内部の親子は、外来の家庭論^{ホーム}により家庭内の母親による保育・教育の有為さを意識の中に取り込んだ。少数の成員の相互愛を基調とする家庭^{ホーム}のあり方は、優生論とも共鳴するものであった。実父母が養育を全うしがたい状況におかれた際に国家が児童の養育責任を如何に捉え実父母を支援するかの方法論としては、海外子女の事例も示唆的であった。

E. 結論

以上の考察から、わが国においては近代国家成立以降の100年で養育責任が法制度的にも実際にも実父母に集中したことが明らかになった。こうした今日のわが国の現状は、かつて人類が経験してきた養育のあり方と比してかなりの無理があると考えられる。少子化はその当然の帰結といえよう。したがって、子育て支援政策においては、養育責任を分散させる工夫が即時的には有効性を高めると推察される。

しかしながら、養育責任が実父母に収斂していく過程は、一方で、当初非力であった若い父母が、共同体あるいは「家」において名実ともに生殖の自立性と養育方法の自己決定権を獲得してきたという経過と表裏一体の関係にある。そのため、今後において、少子化の打開策としての有為性をもった養育責任分散の方向性を定めるためには、近代化過程で実父母が獲得した権利の内実の歴史的検討を一層進める必要がある。

明治近代以来の法制度・社会制度にみる 児童の養育責任論とその具体化に関する分析

主任研究者 田澤薫（国際医療福祉大学講師）

研究要旨

明治以来、法制度・社会制度の領域で家族の制度や未成年子の扶養と教育は繰返し問われてきたが、養育責任の視点からの議論はなされてこなかった。しかしながら、近代家族法が共同体から切り取って「家」を確立させ、第2次大戦後の現代家族法が核家族を法律上の単位として打ち出した結果として、それらの法制度に導かれた家族形態と家族成員の人間関係の変動が養育責任を実父母に集中させた。

A. 研究目的

明治以降の近代法制度の整備は、家族の概念を明確にし、児童が保護の客体であることを確認し、児童に対する親と国家の各々の責任を私と公の領域に二分化する作業を含んでいた。その結果、江戸期から継受していた諸々の擬似親子関係は法制度の外に置かれるようになっていく。このように、従来は多様な制度以前の役割によっても担われていた児童の養育が親と国家の私と公の責任の中に整理されているなかで、どのような議論がなされ、どのような法制度として結実したのかを整理し、さらにそれが具体化される経緯を考察する。

B. 研究方法

- ①明治以後に成立した近代身分法／社会法各法の条文から、児童の養育責任に関連する文言を抜き出す。
- ② 関連条文のそれぞれについて関連資料を収集し、立法趣旨や法文言に反映された養育責任観を整理する。

（倫理面への配慮）

この研究は、文献資料によるため研究対象に対して不利益や危険を及ぼすことは考えられない。一次資料を用いる場合、人権を侵害することのないよう当該資料の取り扱いに注意するとともに、引用等に際しては人物名を仮名にするなど配慮する。

C. 研究結果

江戸期における親子関係

比較のためには近代前史から概観しておく必要がある。ここでは、後の議論に必要な二つの視点から近世を眺めておきたい。

第1に、近世においては、共同体の中であって血縁以外の「オヤコ」関係が豊かに見られた。実親子関係にない者が親子関係に類似する社会的関係を結ぶ「親子なり」の習慣や、そこにおける取り上げ親、名付け親、拾い親、烏帽子親、鉄漿親、仲人親、ワラジ親、職親等の仮親は、柳田国男の報告以来、よく知られるところで

ある(1)。あるいは「かつての日本では、家庭以外の村人たちによる“群れの教育”が占めていた比重は大きい」(2)といわれる。

第2に、近世において「女性は母としての役割をさほど期待されていなかったのである。」(3)ということは、女性史研究の領域ではよく知られている。その理由としてしばしば引かれるのは、江戸期において女性教育のテキストとして頻繁に用いられた女訓書の記述に母役割への期待のなさが読み取れる点である。例をあげれば、女訓書のなかでも最もよく知られたものの一つである『女大学』には、述べられた女としてのつとめ20項目のうち子供の教育に関わる部分は2ヶ所のみである。しかも、それらは、「舅・姑の為に衣を縫い、食を整へ、夫に仕て、衣を畳、席と掃、子を育て、汚を洗、常に家の内に居て、猥に外へ出べからず」と「子を育つ共、愛に溺れて習はせ悪し」というように、子育てを掃除や洗濯と行った家事諸事とまったく同列に並ぶべきものとして位置づけ、むしろ母が子育てに熱心に取り組むことを快しとしていない。こうしたことから、近世において女性は、子産みの主体ではあるだけで養育の役割さえ委ねられていなかったといえる。

明治初期における生物学的親子関係の共同体的養育関係からの分化

ところが明治期の近代化とともに、従来の親子関係に変化が生じた。一言で表現すれば、近世的な共同体から家族が切り取られ、同時に、共同体的な養育関係から生物学的親子関係が分化していった。先にも述べたように、こうした養育関係を狭める動きは、それ自体が意識化されたものではない。むしろ表面的には近代国家成立を企図して整えられた様々な社会制度や法制度が、副次的に次第に共同体的養育関係を解体していったといつてよい。その様子を具体例によって概観したい。

まず、棄児養育米給与方(明治4年)を素材としてみよう。

棄児養育米給与方(明治四年太政官達第三百号)

従来棄児教育ノ儀所預リノ分ハ養育米被下貰受人有之分ハ不被下候処自今預リ貰受ニ不拘棄児当歳ヨリ十五歳迄年々米七斗ツ、被下候間実意養育可致事

(下線は筆者による)

棄児養育米給与方は、社会事業史の領域では一般に、実子でない児童を育てる者に対する公的救済を定めた要保護児童保護法の嚆矢として位置づけられる。明治新国家が建設されて間もなく、こうした規定が出されたことを評価する向きが強い。

しかしながらこの棄児養育米給与方を養育責任論から捉え直してみると、従来とは異なる意味付けができる。すなわち、棄児養育米給与方で示された救済対象をそれ以前と今日のものと比較すると、棄児を養育する当事者の意図と自律性を無視して国家が介入する点において棄児養育米給与方は際立っている。[表1]の通り、棄児養育米給与方制定以前と今日は共通して、一時的な要保護児童の監護に当たっている場合にのみ公費からその子の食費扶持が負担される構造となっている。対して棄児養育米給与方では、「貰受」とよばれる、棄児を我が子として育てている保護者までが、公的扶助の対象となっている。このことは何を意味するのだろうか。

近世の項で整理した通り、近代以前にあっては、生物学的親子関係を基調としながらも共同体内に分散して児童の養育が担われていた。もちろん、家系の継承を目的とする養子の存在から逆に推察できるように実子、それも嫡子の重みが随一であるには違いない。しかし、養う対象としては跡取り以外の実子や養子も、「貰受」した棄児も、共同体の他家の子を「所預」した者も、「所預」した棄児もさしたる区別なく混在していたと考えられる。そこで意味を持ったのは、実態としての養育であった。親のいる子を「所預」とする場合は当然のことながら親から何がしかの

食い扶持は保証されるだろうから、棄児を「所預」した場合にその子の養育米を公的に扶助されることは道理である。この論理に従えば、一時的養育を意味しない「貰受」は、我が子とする意味として養育米の対象とならない。今日の児童福祉法の規定で、里子が養子になった途端、措置費の支弁がなされなくなることと同様である。

一方、棄児養育米給与方では「貰受」「所預」に拘らず、公的扶助の対象とするという、いわば大改革が提示された。「貰受」された棄児は、すでに公的扶助を必要としない養育者を得ているわけであって、この者までを扶助の対象とすることは、他の手段によっては生命を維持できない者を対象とするという福祉の補足性の原則に反している。この不自然さから察するに、実際の援助に主眼があったとは考えにくい。むしろ棄児養育米給与方と同年に戸籍法が制定されたことに着目すれば、実親子関係とそうでない養育関係とを区別すること、自然の生物学的関係にない棄児養育を国家が把握することが目的だった考えるほうが妥当だろう。

〔表 1〕 棄児養育米給与方とその前後における養育扶助対象の分類

それ以前	実子	養子・貰受		所預
				養育米
棄児養育米 給与方	実子	養子	貰受	所預
			養育米	
児童福祉法	実子	特別養子・養子		里子
				措置費

棄児養育米給与方を通した考察の妥当性を裏付ける資料としては、救育所ニ在ル孤児ノ後見職務ニ関スル法律(明治 33 年法律第 51 号)が適当である。この法律は、公設の救育所に入所している孤児の後見人は所長であること、私設の救育所に入所している孤児の後見人は地方長官が指定することを定めたものである。

日清戦争を経て近代国家としての体裁が整ってきた時代とはいえ、孤児のための施設は、例外を除けば、宗教団体や篤志家によるささやかなものが大半であった。そうした大多数の民間施設は、棄児養育米給与方にいう「貰受」や「所預」として保護者のない子の養育に携わっていた。養育の実態を重んじる前近代的な発想からすれば問題視され得ない篤志家による孤児養育は、近代的視点から捉えれば、自然でない養育形態として国家の認可をうける必要が生じたのである。

近代身分法確立期における児童の親への帰属

これまでみてきたように、共同体内部に分散されていた養育が生物学的親子関係に帰属されるように方向づいた動きは、キリスト教宣教師によって持ち込まれた家庭(ホーム)論の主張とその流行と重なり合い(家庭(ホーム)論についての議論は内藤知美による分担研究報告書を参照されたい。)、1898 年制定の民法親族篇をはじめとする身分法がそれにかぶさるように整備されていった。

民法[第四篇・第五篇](明治 31 年法律第 9 号)(抄)(親族・相続)

第 733 条 子ハ父ノ家ニ入ル

第 877 条 子ハ其ノ家ニ在ル父ノ親権ニ服ス

第 896 条 父又ハ母カ親権ヲ濫用シ又ハ著シク不行跡ナルトキハ…其親権ノ喪失ヲ宣告スルコトヲ得

民法は子と父母の関係を、子と父母以外の大人の関係から明確に区分した。民法における親子関係は親権と扶養の側面から記されるのみであって、そこに親の子に対する養育責任の視点はみられない。しかし第 896 条の親権喪失規定は、裏を返せば親権として権利・義務が集中するからこそその不安のあらわれと解釈できる。

また民法は、一般には「家」制度を規定付けた点で意味の重さが指摘される。村上泰亮は、民法に規定された家が近代化と適合的であったことについて、①戸主はかつての同族団におけるように一族の合議や惣領の指揮といった外的統制に服する必要がない。②ムラにみられたような共同体的規制からも自由である。③明治民法では戸主に財産の処分権が認められていた。と 3 点の特徴をあげている(4)。戸主が「家」の専制的支配者として位置付き、共同体内での様々な制約に優先して「家」内部に対するあらゆる面での自己決定権を行使できるようになった。このことは、牟田和恵が指摘するように、「明治期における「家」は、共同体・親族の規制から独立的であるという意味においてはまさしく「近代家族」であったのである。」(5)

民法に対するこうした評価を本稿の議論に結び付ければ、民法によって「家」内部の児童の養育責任が「家」内部に集約されたことが自ずと明らかである。なるほど、これ以後、学校教育も親権の学校長に対する一部委譲と説明され、感化院(感化法、1900 年)での強制的側面を持った矯正教育も in loco parentis (国親)の法理(6)でわざわざ説明されるのである。

戦後の議論への伏線として付言すれば、扶養の義務と親権の行使に関して「戸籍制度に現れていた家族のあり方を民法上の制度として再構築したものなのである。」(7)と戸籍を民法の基盤とする二宮周平の説明が注目される。戦後の法構造からいえば民法が戸籍法に先んじるだろうが、現実には可視的な戸籍は生活感覚として相当な重みを持っている。戸籍に記載が残った過去の家族形態に影響をうける例は今日でも枚挙にいとまがない。徴税と徴兵のためにまず戸籍を整える必要があった明治期に戸籍法が民法に先行したという歴史が、新民法以後も影響するこの例は、今日の養育責任観が間違いなく明治期からの継承の上にあることを示している。明治中期における親権の認識

日露戦争前夜辺りから、親権の適切な行使は社会・国家への責任であるという理念を示す社会立法が続く。そこから、養育責任に関する議論を析出してみたい。

まず、先に民法によって養育責任が「家」内部に集中した例としてあげた感化法であるが、ここではあらためて感化院への入所要件を規定した条項に着目したい。

感化法(抄)(明治三十三年法律第三十七号)

第 5 条 感化院ニハ左ノ各号ノ一ニ該当スル者ヲ入院セシム

一 地方長官ニ於テ満八歳以上十六歳未満ノ者之ニ対スル適当ノ親権ヲ行フ者若ハ適当ノ後見人ナクシテ…
(下線は筆者による)

「適当ノ親権ヲ行フ者」とは、次世代の国民育成のために適切に親権を行使し児童の監護・教育を遺憾なく行うことを意味していよう。すなわち、感化法は民法の範囲では「家」の手に任されたかに見えた児童の養育が、実は国家に対する責任であることを明示している。養育責任の果たし方が、国家の目で見ても適当でない場合、児童は国家の手に委ねられるというのが感化法のもつ法構造である。

同年には、未成年者の喫煙を制止する義務を親権者に負わせた未成年者喫煙禁止法も制定されている。

未成年者喫煙禁止法（明治 33 年法律第 33 号）（抄）

第 3 条 未成年者ニ対シテ親権ヲ行フ者情ヲ知リテ其ノ喫煙ヲ制止セサルトキハ一円以下ノ料科ニ処ス
（下線は筆者による）

一方で、明治 30 年代から議論がありながら実業界からの反対にあって制定が遅れた工場法（明治 45 年法律第 46 号）は、児童保護の観点から幼年労働の規制を主眼の一つとしながら児童の使用についての親の許可・同意に関する規定をもっていない。産業革命期にあたるこの時期、工業生産を支えたのは女工と幼年労働者の安価な労働力だったことは周知である。したがって彼らの保護は、国際的要請や次世代の育成の観点からの必要性和生産率向上のための不満との狭間にあって、国家としては痛しかゆしの施策であった。これまでにみてきた養育責任の「家」への集中とその社会的責任の付与が児童の利益に視座を据えた動きであったとしたら、工場法の取るべき位置は自ずと決まてこよう。したがって、工場法が児童の労働に対する親権者の自己決定権を規定していなかった現実、児童の養育責任のあり方が国家主義的施策の結果として規定されるに過ぎなかったことの裏付けとなる。

明治中期における母親役割の強調

民法が養育責任を「家」内部に取り込んだ以降、明治中期に母親役割の強調が顕著にみられるようになる。「家」の長の権利とされた親権ではあったが、実際に児童の養育に従事する者として母親がクローズアップされたのである。

この流れを顕著にしたのは、1899 年の高等女学校令であった。同令は、家事・子女教育を目的とする女子教育を振興しようと、1891 中学校令改正により高等女学校を制度化され良妻賢母の育成を目指したものとして評価が定まっている。児童の養育が「家」における女性の仕事とされ、女性は児童養育に有能であることをもって「家」での地位を高め得る構造が示された。こうした活動が「家」からよく養育された国民を排出することで国家への責任となることは、先の議論と同様である。

また 1890 年代から 1900 年代初めにかけては、母親対象の雑誌に育児日記が登場した。心理学者・小児科医が児童研究目的で推奨したものが、当時の母性論の強調が新中間階層の母親に受容されたことを示す例とみることができる(8)。

落合恵美子によれば、近代家族の概念は①家内領域と公共領域の分離、②家族成員相互の強い情緒的關係、③子供中心主義、④男は公共領域、女は家内領域という性別分業、⑤家族の集団性の強化、⑥社交の衰退、⑦非親族の排除、⑧核家族、の 8 点に特徴づけられる(9)。落合の言説を養育責任論の視座から読み直せば、共同体内に分散していた養育機能を、まず身分関係法が「家」の内部に集め、それ以後、社会諸法と近代化によって変容した人々の考え方や習慣が女性が我が子の養育に専心することで「家」運営に参画していくよう方向づけたと整理できる。子の母にしてみれば、我が子の養育に関する日常レベルのささやかな自己決定権を手にし、我が子をよく養育することで「家」内部でも社会的にも存在の有為性が確認でき、以前と比較して格段に自己存在の充実が図れたものと考えられる。

昭和前期における国家的養育観

戦時体制へと社会が傾斜するなかで、養育の国家への責任が次第にクローズアップされると、養育の主力を担う母親が養育を通して社会と結び付く結果を招いた。例えば、1937 年制定の母子保護法(昭和 12 年法律第 19 号)は、児童の養育を国家的要請として明確に位置付けた。しかし我が子の養育を手がかりとして社会と結びついた女性の側からみて皮肉なことに、養育に国策として重みを付加した母子保護法が、必ずしも母の地位を向上させることにつながらなかった。すなわち、母子保

護法の第2条は、孫を擁する祖母をも保護の対象としている。法の主眼は、間違いなく児童であった。養育が国家のための責任となるとき、養育に存在価値を見出していた母は、ふたたび個としての価値を失ったのである。

昭和後半期における新たな養育責任

第2次大戦の敗戦を機に、従前の政策や社会構造が全面的に否定されたことは広く知られている。国家的責任としての養育という考え方もこの批判にさらされ、明治期以来蓄積されていた身分法と児童保護法の領域でも明確な改革が行われた。

1946年に男女の平等と、父母共同の親権を規定して民法が改正される際、GHQより個人別戸籍の案が出されたが、「夫婦と子をつなぐ一つのグループにしたままで「家」の温存など考えていないとして、GHQの了解をとりつけていた」という⁽¹⁰⁾。二宮周平が「新しい戸籍は、婚姻家族が家族の基本であり、社会生活の単位であるということ、具体的に目に見える形で示したから、標準的家族像を国民生活に浸透させる作用を果たしたといえる。」⁽¹¹⁾と指摘するように、改正民法において、個人戸籍が実現されず核家族毎の戸籍が基本とされたことで、かえって「家」は解体され核家族を単位とした新しい社会の建設が一般に受容されたといえる。「親の未成年子に対する扶養は、生活保持義務であり、扶養することがその身分関係の本質的不可欠の要素をなしている」⁽¹²⁾ことが可視的に確認されたのである。養育責任論からいえば、従来「家」の長に遠慮しながら養育責任を全うしていた児童の母と父は、改正民法下ではじめて文字通りの養育に関する自己決定をなすにいたった。

加えて、新国家への未来をかけて1947年に制定された児童福祉法で保護者の養育への第1義的責任がはじめて文言上で語られた。

児童福祉法〔抄〕（昭和二十二年法律第百六十四号）

第2条 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

ここで、養育に関する自己決定を保障された父母は、親権行使の実体が背後に養育責任を伴うことに気づかされる。しかしながら、ここでの養育責任は、国家的要請等の以前のような明確な色づけがなく、何に対する責任なのかは掴みにくい。

今日の養育責任論の国際的動向

最後に1989年に国連で採決された児童の権利に関する条約を手がかりとして、養育責任に対する国際的な視点に触れておきたい。

児童の権利に関する条約〔抄〕（1989年）

第5条 締約国は、児童がこの条約において認められる権利を行使するに当たり、父母若しくは場合により地方の慣習により定められている大家族若しくは共同体の構成員、法定保護者または児童について法的に責任を有する他の者がその児童の発達しつつある能力に適合する方法で適当な指示及び指導を与える責任、権利及び義務を尊重する。
（下線は筆者による）

条約第5条「父母等の責任、権利及び義務の尊重」は、保護者が児童養育の第1次的責任を負うことを述べた条文として一般にわが国では理解されている。しかしながら、あらためて文言にあたってみると、養育の責任と権利を行使するのは決して父母に限定されていない。むしろ条約は、世界中で児童の養育機能を果たしている様々な主体を列挙し、児童が育つ過程にはこれらのさまざまな養育体に関わるこ

との自然さを示唆しているのではなかろうか。わが国にしても、今日であるから第5条は「父母等の責任」と解されるにすぎず、仮に近世の社会構造をもちながら条約を受容するとしたら「共同体の構成員の責任」と読み取られたかもしれない。

D. 考察

今日の子育て支援施策が何となく的外れの面があるように感じられたことが本研究のきっかけであった。仮説の通り、少子化問題の根本原因の一つは、児童の養育責任を近現代を通して実父母に収斂させ、その生物学的不自然さを認識していない政府の施策にあることが、法・社会制度上の考察からほぼ明らかになった。

しかし、本来生身の人間の暮らしは、法や社会制度の構造からだけでは到底推し量れない底の深さと繊細さをもっている。民衆の生活のありよう教育や社会事業の方法論を通して、こうした制度がどのように具体化され、浸透していったかを検討したうえで、最終的な考察を行いたい。

E. 結論

養育責任の視点からの議論は、明治近代法成立時以来なされてきていなかった。明治近代以降の歴史に限っても、児童の養育責任が実父母に収斂してきた経緯は、それ自体確認されてきたものではない。それは、主として家族形態の変動とそれに伴う家族内の人間関係の変化の副産物として生じ、それと気づいたものがいなかった事柄と考えてよいだろう。したがって、今日の少子化を憂いて展開される子育て支援施策のいずれにも、養育責任が実父母に集中しすぎたことへの認識はなく配慮はみられない。

しかしながら、結果的に養育責任を実父母に収斂させた家族形態の変動とそれに伴う家族内の人間関係の変化は、まちがいなく明治近代の所産であり、多分に政府主導でもたらされたものであった。

政策提言にまでつなげるための今後の課題としては、社会法各法に基づいて確立された社会事業の具体的な方法論に関する資料を収集し、そこにみられる養育責任観を整理することが、是非とも求められる。

註

- (1)柳田国男「親方子方」穂積重遠ほか編『家族制度全集』史論篇第3巻所収、河出書房、1937年；定本15巻所収、筑摩書房、1963年
ほかに、原ひろ子「群れの教育」原ひろ子ほか編『しつけ』弘文堂、1974年、57-76頁に詳しい。
- (2)有地亮『日本の親子二百年』新潮選書 1986年 22頁
- (3)奥武則「『国民国家』の中の女性」奥田暁子編『女と男の時空 日本女性史再考』藤原書店 1995年 441頁
- (4)村上泰亮他『文明としてのイエ社会』中央公論社、1979年、461-463頁
- (5)牟田和恵『戦略としての家族』新曜社 1996年 17頁
- (6)詳細は拙著『留岡幸助と感化教育』勁草書房、1999年、44-63頁を参照されたい。
- (7)二宮周平「家から夫婦・親子、そして個人へ」『法学セミナー』1999年1月 61頁
- (8)「女と男の時空」編纂委員会編『年表女と男の日本史』藤原書店 1998年
- (9)落合恵美子『近代家族とフェミニズム』勁草書房 1989年
- (10)二宮、前掲、62頁
- (11)二宮、前掲、62頁
- (12)島津一郎『基本法コンメンタール 親族』日本評論社 1989年 212頁

近代日本における欧米の育児・保育論の受容と展開 —養育責任に着目して—

分担研究者 内藤知美（鎌倉女子大学講師）

研究要旨

日本の近代的保育論にみられる「養育責任」の言説は、欧米、特に 19 世紀アメリカの女性の活動を背景に成立し、来日婦人宣教師を通して日本に受容され展開された。その歴史的経緯をたどることで、明治期の保育論における「養育責任」の特質を明らかにした。その結果、19 世紀アメリカの女性が、「私」領域を拡大する上で、積極的に母親役割を強調したことが明らかになった。また日本の保育事業に先駆的役割を果たした来日婦人宣教師の保育実践において、母親役割を強調する側面が見られ、また同一の理念が様々な階層へ向けられた。婦人宣教師の活動は、女性自らが「母を生きることを主体化する」方向へと導くと同時に、画一的で理想的な母親像に収斂させる側面をもっていた。

A. 研究目的

本研究は、明治近代の育児・保育論の特質を明らかにすること目的とした。明治近代の育児・保育論を異文化交流の産物としてとらえ、媒介者としての来日婦人宣教師の役割に着目することによって、日本の保育施設における育児・保育論の受容と展開の問題を検討するものである。婦人宣教師は、実践を通して育児・保育論を直接的に伝達したのみならず、女子教育を通じて間接的影響を与えた。本研究では特に、欧米の育児・保育論に内在する「養育責任」の問題が、保育施設において言説としていかに析出し、実践されるのかを検討した。

なお、本研究の意義は以下の点においてである。1) 当時の育児・保育活動は、子どもの育て方や方法の伝授に主導的役割を担ったのみならず、女子教育と連携して、女性の生き方を規定するという性格をもっていた。2) 近代的保育の出発点が、明治の育児・保育論にあるとすれば、そこに内包される「養育責任」の問題が、少なからず今日の保育施設、すなわち「少子化」問題に対応する子育て支援の中心的役割を果たす保育施設の理念の中に継承されていると考える。

B. 研究方法

本研究は史料の収集、精査・分析による実証的研究である。具体的には、日本の保育事業の黎明期に先駆的役割を担ったアメリカン・ミッション・ホームの母胎であるアメリカ婦人一致外国伝道協会(Woman's Union Missionary Society of America for Heathen Lands 略称 WUMS) および長老派婦人伝道局の史料から、19 世紀アメリカの社会的土壌を探る。さらに、その理念が実践の場でどのように発現されたのかを考察するため、来日婦人宣教師の手によって開かれた保育・託児所「横浜お茶場

学校 (Tea School)」を一つの具体的事例として取り上げる。日本の保育・託児所の嚆矢とされる新潟静修学校の付属施設は、1890 (明治 23) 年に開設されたが、お茶場学校は、1878 (明治 11) 年という極めて早い時期に始められた。同学校については、学校の存在にのみ言及されてきたが、今回、新史料の発掘によって、宣教師による活動の内容が検討可能となった。

(倫理面への配慮)

なおこの研究は、文献資料によるものであり、研究対象に不利益・危険を与えるものではない。

C. 研究結果

1. 日本の近代保育事業と婦人宣教師の関連

明治時代以降、欧米との接触を通して、欧米を範とする自由主義的で「近代的」な思想が移入された。日本の保育事業については、女子教育と両輪をなす形で、19 世紀アメリカの影響、特に来日アメリカ婦人宣教師がその先駆的役割を果たし発展してきた。

その一例をあげるならば、最初の幼稚園といわれる東京女子師範学校附属幼稚園の創設に尽力した中村正直や関信三が、アメリカ婦人一致外国伝道協会のアメリカン・ミッション・ホーム (現在：横浜共立学園) の活動に共感し、中村が生徒募集広告を書いたことはよく知られている。また最初の私立幼稚園である桜井女学校附属幼稚園は、アメリカン・ミッション・ホームに働き、後にアメリカ長老派婦人伝道局に移ったマリア・ツルー (Marie T. True) によって運営された。保育事業の福祉的実践としては、ベントン (Lydia E. Benton) のお茶場学校やツルーの感化の下に教育をうけた二宮ワカの警醒学校附属児童教育所の活動など、枚挙にいとまがない (1)。

保育事業に先鞭をつけた婦人宣教師の来日の背景とそれを支えたアメリカの社会的土壌を検討することで、日本の保育論の源流とその内実を明らかにする。

2. 19 世紀アメリカ女性の活動における「公」と「私」

独立革命以前のアメリカは、政治活動はもちろん宗教活動においても、それは男性のためのものであると考えられていた。政治の場はあくまでも公共の場であり、女性が関わる私的な家庭空間とは区別されていた。

革命を経て、次第に女性をめぐる空間は変化する。商業、産業の成長は、家庭から「仕事」を分離し、社会的分業の仕組みが明確になる。一方、産業構造の変化は、社会秩序の荒廃への疑念を抱かせ、それを払拭するために、女性に「徳」(virtue) を守る役割を課すようになる。また新しい社会構築の要としての「共和国の母」のイメージによって、女性の目的や使命が定義されていく。

宗教面においては、19 世紀は宗教復興の時代といわれる。宗教復興は、言い換えれば信仰が失われつつあることへの警告でもあった。1820 年代の第二次大覚醒リバイバルに見られる、女性化された宗教の提示は、新たな担い手としての女性への関心を意味する。女性は、女性の宗教的・道徳的責任感を使って、男性によって隙間のあいたあるいは空になった宗教組織に位置を得、クリスチャンの義務を大義名分とする新しい空間を創造し、女性の団結を押し進めた。女性の伝道協会と日曜学校が作られ、女性達は、今までの女性の領域であった家庭や身近な共同体をも越える世界に手を差しのべ始めた。女性は子どもたちにとっての宗教的教育者であり、個人のモラルの守護者 (guardians) の役割を担ったのである (2)。

もちろんこれらの活動が宗教的意思に支えられたことは事実であるが、女性 は家庭性のイデオロギーに養護されて、また一方では、そのイデオロギーを利用しつつ、新しい公的空間—すなわち政治、仕事という公的世界と家庭という私的親密性との中間地帯に作られたボランティアの団体—を作っていた。

ナンシー・コットが指摘するように（当時の女性達の活動は）宗教か慈善の目的をもつものであり（3）、その特色について、マーガレット・フラーは、「19 世紀のアメリカ女性達は、当時の男性が喜ぶであろうと思われることに適応した存在の形、活動の形を求め、また男性の望であろう姿を女性が求めた。」と指摘している（4）。当時の女性に対する像を逸脱しないように、家内性（domesticity）と主体的従属（subordination）が強調された。

この時代の女性の活動の中でも、活動規模及びメンバー数からいって、群をぬいていたのが外国伝道協会とアメリカ禁酒会運動（Women's Christian Temperance Union）であった。

アメリカ婦人一致外国伝道協会は、このような社会的土壌から生まれ、本格的に女性による外国女性の支援を打ち出した最初の団体である。1861 年、サラ・ドリーマス（Sarah P. Doremas）のリーダーシップの下、有志が集い、ニューヨークで発足した。ドリーマスは、女囚協会、聖書協会、慈善施設、女性のための病院の設立など多方面に活躍した人物である。

同団体は、ビルマ・インド・中国・日本等にステーションを展開し、家庭性の論理を使って広く女性の活動を支持した。ステーションが、通称ホームと呼ばれたことは興味深い。

外国に派遣される女性たちは、アメリカの中流階層の女性や娘・子どもたちの小さな献金に支えられていた [図 1. 参照]。



図 1 アメリカ家庭婦人が支えた婦人宣教師海外派遣
アメリカ婦人一致外国伝道協会（WUMS）が支援者に送った証明書（1880）
（Billy Graham Center, wheaton college 所蔵）

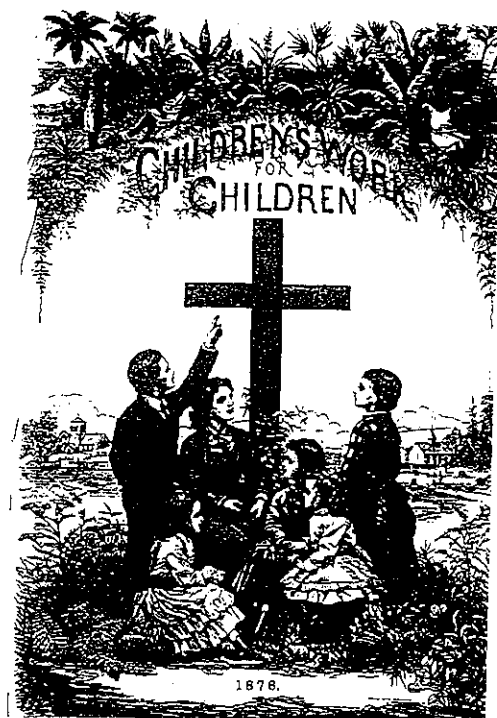


図 2 家庭の主役としての「母」のイメージ
長老派婦人伝道局の子ども向け機関誌
Children's Work for Children の表紙（1876）

婦人一致外国伝道協会の特色は教派を超えた団体であり、女性のボランタリーに支えられていた点である。しかし、ボランタリーに支えられていた活動とは言え、その内容はプロフェッショナルであることが求められ、海外に派遣される宣教師になるための要件は極めて厳格であった。まず独身であることが求められた。その他、当時の宣教師志願者に対する質問書によると、宗教活動の経験、教育に関する資格、外国語能力、健康、さらに手芸技術、音楽や絵などの趣味に及ぶものであった。

同協会の機関誌、*Missionary Crumbs*（後に *Missionary Link* に改名）第1号（1861）には、「この会の目的は、異教の地において、現地女性の働き手を育てるために、（アメリカから）独身の聖書リーダーや教師を送ることにある」と記されている。そして、最初の宣教師となったミセス・メーソンは次のように訴える。「我々は子どもたちを教育するための女性教師が欲しいのです。男性にはそれができないからです。これは確かめられた事実であり、女性教師の集団なしに、人々は教育されないのです。」さらに強い調子で「我々は女性の教育者を育成しなければなりません。それは不可欠なことです。」と述べられている⁽⁵⁾。ここでは、キリスト者と女性と教師という職業が統一的にとらえられている。

婦人一致外国伝道協会が先行する形で、長老派の婦人伝道局をはじめに次々に各教派による婦人伝道局が成立した。慰問袋の活動など南北戦争における実績は、女性の活動を「理念」にとどめず、「実」を入れた。それ以前の女性の小さな組織は、「Charity」「Cent」などの名がつけられていたが、「Mission」を全面に押しだし、女性の宗教的道徳的責任のレトリックを使って「公」と「私」の中間地帯の活動としてその勢力を有していく。アメリカ全土に、しかも同時期に、女性による団体が飛躍的に拡大したことは興味深い事実である。

国内の各教会では、母親会を組織し、キリスト教徒の母の義務、すなわち教育者あるいはモラルの監督者としての母の義務と責任を実現するための支援とそれに必要な技術の修得を助け、慈しんで子どもを育てる方法を導入すべく、子ども時代の焦点を家父長制的権威から母親の愛情へと移していった。

〔図2〕の長老派婦人伝道局の機関誌の表紙は、理想的な家庭像と、家庭の主役としての母親のイメージが描かれている。十字架の近くに、また家族の真ん中にどっしりと腰を下ろした母親の姿が象徴的である。

もちろん、この見解の下には、子ども観の変化が伴う。子どもたちは以前のように気まぐれで慎み深い者として考えられるのではなく、理性を持ち、完璧な人間になれる可能性をもっていると考えられた。子どもに無垢性と可塑性のイメージを重ねることは、女性を母親役割に固定する上で、不可欠な事柄であった。それによって、母親と子どもの相補性が生み出され、家庭における母子関係に女性を囲うにたる一体性と安定性を確保していったのである。言い換えれば、近代社会における女性の立場は、子どもに対する意識の変容を伴いながら、母親役割へと固定されていくのである。

以上のように見てくると、女性団体の活動それ自体は、「私」の領域から発して「公」領域へのベクトルをもつ活動である。一方、活動内容は、主体的、積極的に母親役割を女性自身がとるように方向づける側面があった。また後者については、子ども観の変容と不可分であった。

3. 保育における「家庭（ホーム）」・母親役割の重視

来日アメリカ婦人宣教師の実践として、「横浜お茶場学校」の活動を検証する。労働者の女性達の援助を行った「横浜お茶場学校」は、日本の保育事業黎明期であ

る1878（明治11）年、ベントン（Lydia E. Benton）によって始められた。ベントンは、アメリカ婦人一致外国伝道協会から1873（明治6）年に横浜のアメリカン・ミッション・ホームに派遣された宣教師である。ミッション・ホームでは混血児や日本人の子女教育にあたったが、その後、John C. Ballaghと再婚し、アメリカ長老派の婦人伝道局の一員となった。

バラ夫人（ベントン）がお茶場学校を開くにあたった経緯は、以下のようなものである。1859（安政6）年の横浜の開港によって、一漁村にすぎなかった横浜は、貿易を中心に大きな変貌をとげる。お茶は生糸につぐ重要な輸出品であり、湿気をとるため外国商館の工場、通称お茶場で、もう一度火を入れ再生され輸出された。新茶が入る5月ころから出荷が終わる10月頃までお茶の輸出は賑わい、お茶関連の仕事で、人口は数千人増加し、その収入で潤うため、犯罪率は激減した。お茶場は山下町一帯に設けられ、その働き手の大半は、近隣の女性たちであった。女工たちは、先を争って午前3時から4時頃に横浜公園に集まり、灼熱地獄の中で働き天保銭を稼いだ。女性達は子どもを連れて来るため、工場のまわりの路上には長時間、母親の就労が終わるのを待ちわびる子どもたちで溢れていた。

当時の横浜毎日新聞には、母親が就労している間に、子どもたちが危険な遊びに興じたり、子どもによる弟妹の子守によって悲惨な事故に結びついた記事が散見される(6)。

この現実の子どもの姿を前に、バラ夫人は手を差し伸べる。背に追われ日に照らされ暑さにあがく赤ちゃんと路上で過ごす子どもたちをまず自宅に迎え入れた。赤ちゃんにはゴムの取り付けができるビンで牛乳をあたえ、身体面と食事面に配慮した。一方年齢の高い子どもには、歌や聖句の暗唱、聖書の話などがなされた。活動の前には、まず「顔を洗わせた」という記録が物語るように、「清潔」に留意した習慣づけがなされる姿が読みとれる。この活動は、母親たちが就労する間の子どもたちのために休日以外、休みなしで行われた(7)。

1879（明治12）年、バラ夫人は、簡易の託児・保育所を発展させたい意志を、長老派婦人伝道局に伝えた。お茶場学校の拡張計画を見ると、その内容は、①母親の就労場所の中心に家を購入し、学校としたい、②学校は休日以外、休みなしで開く、③子どもだけではなく、母親に向けても教育活動をしたい、④学校運営にあたってはセルフサポートの学校としたい、というものであった。当時としては画期的な計画であったことがよみとれる(8)。

バラ夫人は、当時の日本の女性に対して次のような認識をもっていた。当時の社会層を4段階に分けた上で、4番目の労働層について、「4番目の階層の女性は、家族をささえるためにお金を稼がなければならないのです・・・(中略)・・・男女対等な討論は、4番目の階層の女性のみができます。他の階層の女性は、夫の要求に対してさからうことはできない・・・」と述べている。金銭を稼ぎ、家族を支えたくましく働く第4階層としての労働者の女性達に対してバラ夫人は、肯定的にとらえ、自ら立つことができる「新しい女性」としての期待を有していたと言える。

保育事業の中で展開された保育論とは、路上で戯れ無為な時間を過ごす子どもたちに「清潔な環境」を与えること、規則正しい生活を与えることであった。その一方、母親には宗教的説話とともに裁縫などの家庭的技術の伝授がなされた。

アメリカの婦人伝道局に送られた書簡には、活動の成果とは何かを示す、次のような子どもたちの描写がなされている。クリスマスに集まった貧しい子どもたちは、確かに「窮屈そうで、古くすりへった着物」を着てはいるが、その着物は、「清潔

そうよく修繕されている」と表現されている。すなわち、お茶場学校によってもたらされた成果とは、家庭的技術を身につけた母親によって、「清潔に修繕された着物」に象徴される、母親の子どもに対する適切な監督がなされる姿である (9)。

お茶場学校では、労働者層の子どもたちにもいわゆる中上流層と同等の教育を与え、目の悪い子どもや耳が聞こえない子どもに対しても同様の家庭的配慮を怠らないことを旨としている。当時の日本では依然一般的ではない配慮がここにみられる。また子どもの無垢性が語られ、可塑性に富む存在として教育如何によってその成長は変わるととらえられている (10)。その一方では、「最も上流階層の女性達は、詩を書いたり、きれいな刺繍を作ったり、あるいは何もしないかです」といった批判や日本の家庭は、家族成員が一緒に食卓を囲まないことが批判される。

お茶場の活動は、労働層に対して「家庭（ホーム）」を与えることであり、母親を中心とした家庭改革を目的としたのである。家庭の主役であり、また子どもたちを熱心に保護・監督するという母親像は、女子教育を享受できる一部の中上流階層の女性たちの理念として定着していくものであるが、いわゆる社会の裾野に位置づく労働層に対して、保育・託児所を通じて、共通の理念が伝搬された。

D. 考察

日本の近代的保育の発展に寄与した来日婦人宣教師の実践が、宗教的基盤に支えられた家庭の普及を目的とし、母親役割を強調する側面が極めて強いことが明らかとなった。この母親役割の強調は、女子教育を享受しうる女性たちだけではなく、例えば、労働層の子どもたちの託児・保育を実践した「横浜お茶場学校」においてもみられる。お茶場学校は、家族を支え男性と対等に議論しうる働く女性たちへの援助を目的としつつも、求められた母親像とは、家庭的技術を身につけ、子どもの保護・監督に熱心な姿である。家庭の母というイメージを、様々な階層に共通の理念として伝搬したのである。

以上のように、婦人宣教師の実践は、家庭の主役としての女性を認めることで、女性の生きるべき姿、すなわち女性自らが「母を生きることを主体化」する方向へと導くと同時に、画一的で理想的な母親像に収斂させる側面をもっていた。

研究結果から導きだされた「養育責任」に関する問題点を次にあげる。

第一は、家庭の「私化」の問題である。

女子教育や育児・保育論を通して、来日婦人宣教師を媒介に移入された家庭論は、近代的国家を志向した知識層をとらえた。牟田は、明治20年前後をピークに家族の団欒や家族員の心的交流に高い価値を付与する新しい家族のあり方、すなわち「家庭（ホーム）」的な家族を理想とする記事が多くあらわれることを指摘している。しかし20年代後半から30年頃を転換点として、家庭や家族は公論の対象から除外され、もっぱら女性を対象として女性にのみ関わるものとして語られていくようになることを指摘しており、これは家庭の「私化」「女性化」への傾斜を示すものである (11)。

また母子関係という視点でみれば、明治20年代中盤から後半にかけて、例えば来日婦人宣教師との関連が深く、当時のオピニオンリーダーであった『女学雑誌』の誌面の子ども記事が増加し、かつ子どもの無垢性を賛美する傾向が顕著になる (12)。

先にみてきたように、アメリカの女性の活動には、「私」から「公」への方向性と活動内容としての家庭内における母親役割の強調すなわち「私化」の二重構造が見られた。なぜ日本においては、「私化」へのベクトルが優勢であったのか。女性

の母親役割の強調と、子どもの賛美あるいは聖化は、それぞれ別個の特性ではなく、互いに補完することによって、母子中心とした私的領域を確実なものとしていく。日本における「私化」の特性をとらえるためには、日米の子ども観の比較検討が有効であろうし、「母・子ども」の関係性の中で再検討する必要がある。

第二は、保育施設における養育責任者＝母親という規範の「再生産」の問題である。

言及した明治期の婦人宣教師の実践は、宗教性を有したという点で、近代国家や宗教的基盤をもたない一般の人々に直接的に受け入れられたとはいえない。しかし、ミッション系女学校で学んだ女性達は、女子教育やメディアのリーダーとして活躍した。また保育・福祉事業を通じて、母親役割を主軸とする育児・保育論が展開された。宗教的基盤は、形骸化する形で、家庭理念・母親像は、後に勃興する都市中間層だけでなく、あらゆる階層に伝搬され、規範を形成したと考えられる。今後、保育活動における「再生産」の問題をより実証的に検証する必要がある。

E. 結論

日本の保育事業の出発点において、母親に「養育責任」を求める傾向が顕著であることが明らかになった。現在、保育施設は、少子化に対応した子育て支援の中心的役割を担う場として期待されている。このことを考えれば、ハード面の充実やサービスの多様性を計るのみならず、現在の保育施設の保育論や保育実践に内在する母親の養育責任の問題を顕在化させ、丹念にその意味を問う作業が求められる。

注

- (1) 内藤知美, 1999, 「明治前期の幼児教育における 19 世紀アメリカの影響 (1)」(日本保育学会題 52 回研究論文集, 446-447)
- (2) エヴァンス (1997) 79-94
- (3) Hill (1985) 24-25
- (4) Boyd (1996) 4-6
- (5) *Missionary Crumbs* No.1, 1861, 22
- (6) 『横浜毎日新聞』(1879.6.3)
- (7) *Records of U. S. Presbyterian Missions, Japan Letters* 1878.8
- (8) *Women's Work for Women* 1879.9
- (9) *Children's Work for Children* 1880.4
- (10) *Children's Work for Children* 1880.4
- (11) 牟田 (1996) 51-77
- (12) 内藤知美, 1993, 「『女学雑誌』にあらわれる子ども—母子関係の展開を中心として—」『児童文学研究』第 5 号

参考文献

- Boyd, Lois A. and Douglas R. Brackenridge 1996, *Presbyterian Women in America*, PHS
Boylan, Anne M., 1988, *Sunday School*, Yale Univ. Press
Cott, Nancy F., 1977, *The Bonds of Womanhood*, Yale Univ. Press
Hays, Sharon, 1996, *The Cultural Contradictions of Motherhood*, Yale Univ. Press
Hill, Patricia R., 1985, *The World Their Household: The American Woman's Foreign Mission Movement and Cultural Transformation 1870-1920*, Univ. of Michigan Press
亀山美知子, 1990, 『女たちの約束』人文書院